

令和7年1月1日より以下の労働安全衛生関係の手續の電子申請が義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるものの以外にも…

- ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告、
電離放射線健康診断結果報告などの
各種健康診断結果報告

など、多くの届出等が電子申請可能です。

電子申請をご利用いただくと労働基準監督署へ来署せずに手續することができます。

- 時間や場所にとらわれずに手續が可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで
手續きが完了

(※「e-GOV電子申請」はスマホには対応していません)

- 電子署名・電子証明書の添付は不要

電子申請が初めての方へ

e-Gov電子申請を行う際に必要になるe-Govアカウントの取得方法や、アプリのインストール方法、アプリでの「マイページ」の使い方や、実際にe-Govで電子申請を行う方法について、以下のページで簡単にご紹介しております。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>

電子申請 初めて

検索



e-Gov電子申請に関するお問い合わせ先など

Q.e-Govアカウントの取得方法、電子申請の操作方法がわからない

- 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくある質問」をご確認ください。

e-Gov利用者サポートデスク

- Webお問い合わせ：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

- 電話番号：050-3786-2225（通話料金にご利用の回線により異なります。）

受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで（土日祝日は午後5時まで）

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始は休止）

e-mail : chohyo-sup@grandunit.com